

## 外貨普通預金規定

### 1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店に限り、預入れまたは払戻しができます。

### 2. (取扱日)

この預金は、当店の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときや海外市場が休業日のときには、この預金の預入れ、払戻しができない場合があります。

### 3. (貸越)

この預金の貸越はできません。

### 4. (預金口座への受入れ)

(1) この預金の預入額は、通帳表面記載の当該外貨1通貨単位以上の金額とします。

(2) この預金口座に入金できるものは、次のとおりです。なお、通貨によっては受け入れられないものもあります。

- ① 現金（外国通貨を含む）
- ② 当店を支払場所とする手形、小切手、配当金領収書等（以下、「証券類」という）で当店で決済を確認したもの。
- ③ 為替による振込金（外国からの振込も含む）

(3) 当店以外を支払場所とする証券類については、取立のうえ決済確認後受け入れます。ただし、取立代金をご入金した後に、何らかの理由により取立銀行から同取立代金の返還を請求され、当行が払戻しを行った場合には、関係諸規定の定めにかかわらず、証券類のご入金を当行に償還する債務をご負担いただき、証券類の返還を待たずにただちに同金額および利息をお支払いいただきます。その他代金取立については、別に定める当行所定の代金取立規定により取扱います。

### 5. (預金の払戻し)

(1) この預金を払い戻すときは、以下のいずれかを行ってください。

- ① 当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）してこの通帳とともに提出してください。
- ② 個人の預金者は、この預金の通帳とこの預金と同一名義であると当行が判断する指定口座のちばぎんキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）を提出し、当行所定の電子装置に届出の暗証を入力してください。

(2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(3) この預金口座から外貨現金による払戻請求があった場合に、外貨現金または当行計算実行時の外国為替相場により換算した当該外貨金額相当の日本の通貨のいずれをもって支払うかは、当行が選択できるものとします。

### 6. (他行振替、異種通貨振替)

この預金の残高を他行に振替える場合および異種通貨間の振替の場合には、当行所定の手続により行い、一旦ご依頼のうえは取消、変更はできません。

#### **7. (利息)**

この預金の利息は、当行所定の利率および計算方法によって計算のうえ、毎年2月と8月の当行所定の日はこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢等の変化により変更することがあります。

#### **8. (外国為替相場)**

この預金口座への預入れ、またはこの預金口座からの払戻しの際に適用される外国為替相場は、当行計算実行時の相場とします。

#### **9. (手数料)**

この預金の預入れまたは払戻しについては、当行所定の手数料をいただきます。

#### **10. (差引計算等)**

- (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨の種類、期日等のいかにかわらず、当行は、この預金をいつでも事前の通知および所定の手続を省略し、相殺または払戻しをうけ、弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前項の場合で、この預金と債務の通貨の種類が異なるときは、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

#### **11. (届出事項の変更、通帳の再発行等)**

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### **12. (成年後見人等の届出)**

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。

い。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 13. (確認および当行の免責)

相当の注意をもって以下のいずれかの確認を行ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故、印鑑・カードにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と照合し、相違ないものと認めて取扱った場合

(2) 個人の預金者は、当行所定の電子装置で読み取ったカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取扱った場合

なお、盗取された通帳・カードを用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

### 14. (盗難通帳、盗難カードによる払戻し等)

(1) 個人の預金者は、盗取された通帳・カードを用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 通帳・カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳・カードが盗取された日（通帳・カードが盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・カードを用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

- A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
  - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
  - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳・カードの盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定に基づき補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・カードにより不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとしてします。

#### 15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳について、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 16. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第18条第3項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第18条第3項第1号、第2号または第3号の一部にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとしてします。

#### 17. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認又は資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

## 18. (解約等)

- (1) 個人の預金者は、この預金を解約する場合には、以下のいずれかを行ってください。
- ① 当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）してこの通帳とともに提出してください。
  - ② この預金の通帳とこの預金と同一名義であると当行が判断する指定口座のちばぎんキャッシュカードを提出し、当行所定の電子装置に届出の暗証を入力してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本状に基づき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が第15条第1項に違反した場合
  - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規制に抵触する取引、公序良俗に反する行為に利用され、またはそれらのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ④ 当行が、預金者について法令で定める本人確認等の確認を行った事項、または第17条第1項にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
  - ⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者（法人の場合には、法人の役員等を含む。以下、本項において同じ。）が、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者（法人の場合には、法人の役員等を含む。以下この項において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次の

いずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 預金者または役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前3項により、この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約され残高がある場合には、通帳・カードを持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。また預金取引が継続されるときは預金口座は変更されることがあります。

## 19. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 20. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する責務を担保とするため、または第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行

に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとし、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
  - (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
  - (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 21. (準拠法令等)

- (1) この預金取引については、日本における外国為替等に関する法令の定めにしたがってお取り扱いします。
- (2) この預金に関し紛争が生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

## 22. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

※ATMでの取引には、別に定める、「ちばぎんATM外貨預金振替サービス規定」が適用されます。

以 上